

仕 様 書

1 件 名 高速発酵処理機 長期借入

2 明 細

次の発酵処理機（脱臭塔、インバーションリフトを含む）もしくは同等以上の機種とし、次の性能、附属品などを満たすものとする。

メーカー	機種
エヌ・アイテクノ株式会社	高速発酵処理機 BM1000-2ECP（自動投入式型）
	脱臭塔 BMD-3BW（2槽式タイプ）

■外形寸法、重量

【本体】

- ・ 外寸法：L 4,500×W 1,900×H 1,800 以内
- ・ 重量：4,000kg 以内

【付属品：脱臭塔・1槽あたり】

- ・ 外寸法：L 1,600×W 800×H 2,500 以内
- ・ 重量：400kg 以内

【その他付属品詳細】

- ・ インバーションリフト（左右手動移動可動式）×1式
- ・ 副資材：醗酵菌（バイテック 21 500g）×12袋
- ・ 副資材：テクノカーボン（脱臭用活性炭）×200g

■性能

- ・ 最大処理量：200kg／日以上（48時間処理交互運転条件）
- ・ 発酵処理機と脱臭塔2槽を設置した際にL 4,300×W 5,000×H 3,000以内に収まること
- ・ 投入荷重 70Kg程度のインバーションリフトが付属していること
- ・ 当園指定のコンテナが使用できる仕様のインバーションリフトであること

3 借入台数 1台

4 借入期間

令和9年3月1日から令和17年2月28日まで（96か月）

5 借入場所、借入担当者及び法人担当者

地方独立行政法人天王寺動物園ゾウ舎敷地内

担当：西村・山尾 電話：06 - 6771 - 2151

6 特記事項

- (1) 本契約に保守業務は含まない。
- (2) 借入する製品については、新品とする。
- (3) 借入方法・借入時期については、借入担当者と打ち合わせの上、借入場所に納入及び設置すること。
- (4) 搬入据付に際し、建物等に損害を与えた場合、或いは汚した場合は速やかに担当者に報告し設置者の責任において現状復帰、清掃を行いその承諾を得ること。
- (5) 設置工事費（二次電気配線・配管工事・排気配管工事）、機械初期試運転調整費（5日間）、運送・輸送搬入費（10t、4t クレーン車各 1 台及び人員 3 名）、安全管理費（現場管理、各保険費等）、生成品分析費用(11 項目)、諸経費を含むこと。
- (6) 保証期間は、1 年間とし、納品時には保証書、取扱説明書、機器検査合格書を提出すること。
- (7) 本体の故障について、内容を精査した上で対応すること。
- (8) 応札に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については、受付しない。
- (9) 契約後における仕様書の疑義は、当法人の解釈によるものとする。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

地方独立行政法人天王寺動物園（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本法人監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本法人に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本法人が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の地方独立行政天王寺動物園総務課（連絡先：06-6771-2150）に報告しなければならない。

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。